

湯前町光ブロードバンド整備事業  
＜公募型プロポーザル実施要項＞

令和4年4月

湯前町総務課情報統計係

## 湯前町光ブロードバンド整備事業公募型プロポーザル実施要項

### 1 目的

平成 22 年度に地域情報通信基盤整備事業で本町全域に敷設した光ケーブルは、これまで防災行政放送、インターネット、難視聴地域への地デジ再送信を担ってきており、本町の住民生活に欠かせない重要な役割を果たしてきた。しかし、整備後 12 年が経過し、システムの核である IP 告知端末の製造・保守が中止することになり、新たに情報通信手段の構築を行う必要がでてきた。また、設備の老朽化による故障や、インターネット接続速度の低下など、公営では対応できない事案が多く発生していることから、高度な情報通信技術の展開や都市部と同等のサービスが提供できるように、民設民営方式で事業者が光ブロードバンドを整備することとし、その事業者に対してサービス提供のために必要な初期設備投資等に関わる一定の補助金を交付することとする。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名

湯前町光ブロードバンド整備事業

#### (2) 事業内容

「湯前町光ブロードバンド整備事業仕様書」のとおり

#### (3) 事業実施期間

補助金交付決定日から令和 5 年 3 月 31 日まで

#### (4) 補助金交付上限額

246, 500, 000円

### 3 提案参加資格・条件

本プロポーザルに参加しようとする者(以下、「提案者」という。)は次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定にいずれも該当しないこと。
- (2) 参加申出書の提出締切日において湯前町の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 11 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 湯前町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 17 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等ではないこと。
- (6) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者であること。
- (7) 総務省「高度無線環境整備推進事業」を活用し、高度無線環境整備推進事業実施マニュアル(第 2. 6 版)に則り、本町と協議のうえで行うこと。

4 実施スケジュール ※事務の都合上、日程を変更する場合がある。

番号	項目	提出期限等	様式等	提出方法等
(1)	質問	2022年4月19日(火) 午後5時まで	様式1	メール
	回答	2022年4月12日(火)から 2022年4月21日(木)		メール
(2)	プロポーザル 参加申し込み	2022年4月22日(金) 午後5時まで	様式2～5 証明書	郵送・持参
	資格審査	2022年4月25日(月)	-	-
	結果通知	2022年4月27日(水)	-	郵送
(3)	提案辞退	2022年5月10日(火)	様式7	郵送・持参
(4)	企画提案	2022年5月18日(水) 午後5時まで	様式6、別途 記載資料	郵送・持参
(5)	プレゼンテーション	2022年5月23日(月)	-	-
(6)	審査結果の通知	2022年5月27日(金)	-	郵送

5 提出書類及び提出方法

提出書類は以下のとおり、各様式に従い期限内に必要な書類を事務局へ提出すること。

(1) 質問

- ① 提出期限 令和4年(2022年)4月19日(火) 午後5時まで
- ② 提出書類 質疑書 **様式1**
- ③ 提出方法 質疑書は電子メールにて送信すること
- ④ 質問の回答 令和4年(2022年)4月21日(木)までにメールにて回答する

(2) プロポーザル参加申請

- ① 提出期限 令和4年(2022年)4月22日(金) 午後5時必着 ※ただし、土・日・祝日を除く。
- ② 提出書類 ・プロポーザル参加申請書 **様式2**  
  - ・参加資格要件確認書 **様式3**
  - ・光ブロードバンド整備実績表 **様式4**
  - ・会社概要書 **様式5**
  - ・電気通信事業法に規定する事業者であることを証明するもの
- ③ 提出方法 郵送・持参 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 結果通知 プロポーザル参加資格の審査結果を通知する。

(3) 提案辞退(プロポーザル参加申請書提出後)

- ① 提出期限 令和4年(2022年)5月10日(火) 17時まで ※ただし、土・日・祝日を除く。  
  - ・辞退届出書 **様式7**

#### (4) 企画提案

① 提出期限 令和4年(2022年)5月18日(水) 午後5時まで ※ただし、土・日・祝日を除く。

② 提出書類 ・企画提案書提出届書 **様式6**

・企画提案書 **任意様式** ※別添「仕様書」に基づき提案すること。

・光ブロードバンド整備工程計画表 **様式任意**

・サービス提供イメージ図 **様式任意**

・見積書 **様式任意**

※見積書は必要事項を記入し、代表者印を押印後、封筒(長形3号)に封入し代表者印にて封印のうえ、1通提出すること。

③ 提出方法 郵送・持参 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

④ 提出部数 11部(押印した正本1部、副本10部)、電子ファイル(PDF形式)を格納したCD-R等1枚

#### (5) 本審査(プレゼンテーション)

本町が設置する湯前町光ブロードバンド整備事業審査会(以下「審査会」という。)の委員に対する提案説明(40分以内)及び審査委員から質疑応答(15分程度)のためのプレゼンテーションを行う。提案説明は3人以内で実施すること。

① 実施日時 令和4年(2022年)5月23日(月) 午後1時30分

② 会場 湯前町保健センター 集団検診室

③ 提出資料 プレゼンテーション用説明資料を別途配布する場合は、11部用意すること。

④ その他 プレゼンテーションに必要な機材は提案者で用意すること。ただしスクリーンは本町で用意可能

#### (6) 審査結果の通知

① 審査結果は、決定後に町ホームページで公表し、提案者に文書で通知する。

② 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

#### (7) 失格条項

① 提案書の提出期限に間に合わなかった場合

② 提出した書類に虚偽の記載がある場合

③ 第三者の著作権を侵害する提案がある場合

④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ その他審査委員が不適格と認めた場合

### 6 審査方法、審査項目及び配点

#### (1) 審査方法

審査会の委員が評価基準に沿ってそれぞれ審査する。①プレゼンテーション配点と②価格点(自治体負担額)を合計し、合計の平均点(小数点以下四捨五入)を得点とする。なお、平均点を出す際は、最高得点及び最低得点を除くものとし、平均点が最も高い提案者を本事業の整備事業者とし

て選定する。ただし、配点合計が120点を超えない場合には、最も高い提案者であっても選定しないこととする。

(2) 審査項目及び配点

次表の基準により評価・採点する。

①プレゼンテーション配点(170点)

大項目	小項目	配点
1. 会社概要	①企業規模 ②光ブロードバンドサービス提供実績 ③民設民営方式によるサービス提供実績	15
2. 提案に関する基本方針	①基本的な考え方、取組方針 ②整備方針 ③整備後の運用方針 ④事業期間	25
3. サービス内容	①通信規格 ②家庭内 Wi-Fi 環境の整備 ③サービス料金等 ④プロバイダサービス ⑤IP 電話サービス ⑥映像サービス ⑦企業向けサービス(VPN 等)	50
4. 利用者サポート	①通常時サポート体制 ②故障時、災害時サポート体制 ③お客様サービスサポート体制 ④設備構築時の加入促進策	25
5. 設備の信頼性	①停電対策(非常用電源の確保) ②ネットワークのセキュリティ ③上位回線冗長性	15
6. 保守体制・災害復旧能力	①保守拠点体制 ②設備の維持・保守体制 ③災害時対応	20
7. 将来性・拡張性	①将来の情報通信技術への対応や取組 ②光ブロードバンドを利用した地域活性化策等	15
8. 企画提案書	①企画提案書関係書類の品質	5
合計		170

②価格点 自治体負担額配点(30点)

採点は次のとおり計算し、最低補助申請額の得点は30点となり、その他の者は計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。ただし補助申請額が0円の場合は30点とする。

「価格点=30点×(最低補助申請額÷当該提案者補助申請額)」

7 事務局(問合わせ先)

〒868-0621 熊本県球磨郡湯前町 1989 番地 1

湯前町役場総務課情報統計係 担当 佐藤

TEL:0966-43-4111 FAX:0966-43-3013

Mail:jouhoutoukei@yunomae.kumamoto.jp